

Q&A

利用調整に関すること	1	Q	選考はどのように行われますか？
		A	保育所入所基準指数表に基づいて保育の必要性を指数化し、点数の高い人から順に、希望園のうちから空きのある園へ入園の内定を行います。
利用調整に関すること	2	Q	利用申込の前に自分の指数を教えてくださいませんか？
		A	各世帯の指数についてのお問い合わせに対しては、結果が出るまではお答えできません。
利用調整に関すること	3	Q	現在、上の子が認定こども園に1号認定（教育部分）で在籍しています。来年度以降も上の子は引き続き1号認定（教育部分）のまま、下の子を3号認定（保育部分）で申込みことは可能ですか？可能な場合「既にきょうだいが入園している場合」の加点対象となるのでしょうか？
		A	上のお子さんが1号認定（教育部分）を継続し、下のお子さんについて新規で保育部分で申し込むことは可能です。また、下のお子さんの入所希望月時点で上のお子さんが引き続き今通われている園で1号認定（教育部分）で通う場合には、「既にきょうだいが入園している場合」の加点の対象となります。
利用調整に関すること	4	Q	現在、上の子が認定こども園に1号認定（教育部分）で在籍しています。下の子が3号又は2号認定（保育部分）で入園をするのと同時に、上の子も2号認定（保育部分）に変更することを考えていますが、「既にきょうだいが入所している場合」の加点対象となるのでしょうか？
		A	1号認定から2号認定への変更は、2号認定への新規申込となります。新規の利用申込に必要な手続きをとってください。なお、上のお子さんも下のお子さんも新規の利用申込ですので、保育所入所基準指数表に基づき選考の対象となり、「既にきょうだいが入園している場合」の加点は対象となりません。
利用調整に関すること	5	Q	現在、すでに保育所に通っていますが、別の施設へ転園をしたいと考えています。どのような手続きをとればよいのでしょうか？
		A	別の施設への転園希望の場合、新規の利用申込の手続きをしていただく必要があります。なお、新規のお手続きをする場合には、現在通っている施設に来年度の継続意思がないことを必ず伝えてください。
利用調整に関すること	6	Q	きょうだいで利用申込をする場合、別々の園になってしまうことがありますか？
		A	指数表での加点により配慮していますが、申込の内容や状況により、別々の園に内定となる可能性はあります。保育施設等利用申込チェックリストにきょうだい申込に関する意向を記入していただく欄がありますので、ご家庭の状況に応じてご記入ください。
利用調整に関すること	7	Q	一次選考の結果はいつわかりますか？
		A	新年度入所については、12月中に一次申込の選考結果を郵送します。
利用調整に関すること	8	Q	指数表の補正指数にある「きょうだい障害児」の場合の障害児とはどんな基準で判断されますか。
		A	「きょうだい障害児」の障害児は、下記のいずれかに該当する場合に対象となります。 ①きょうだい障害者手帳等（身体、療育、精神など）を所持している ②きょうだい既に在園しており、特別支援保育の対象として認定されている ただし、①②には該当しない場合でも、保育課の指定する診断書をご提出いただいた場合にはその内容をもとに判断させていただきます。

NEW!